

電気・ガス価格激変緩和対策事業 に係る電気料金の特別措置

令和5年1月1日実施

エア・ウォーター・ライフソリューション株式会社

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置（以下「本特別措置」といいます。）は、電気需給約款〔低圧〕および料金表（以下総称して「各約款等」といいます。）にもとづき低圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、令和5年2月の料金に係る計量期間等の始期から令和5年10月の料金に係る計量期間等の終期までといたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、各約款等に定める電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、各約款等に定める電力量料金は、各約款等に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、各約款等に定めるところによるものといたします。

別 表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.4699$$

$$\beta = 0.7879$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本特別措置における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (37,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次の

とおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和4年9月1日から令和4年11月30日までの期間	令和5年2月の料金に係る計量期間等
令和4年10月1日から令和4年12月31日までの期間	令和5年3月の料金に係る計量期間等
令和4年11月1日から令和5年1月31日までの期間	令和5年4月の料金に係る計量期間等
令和4年12月1日から令和5年2月28日までの期間	令和5年5月の料金に係る計量期間等
令和5年1月1日から令和5年3月31日までの期間	令和5年6月の料金に係る計量期間等
令和5年2月1日から令和5年4月30日までの期間	令和5年7月の料金に係る計量期間等
令和5年3月1日から令和5年5月31日までの期間	令和5年8月の料金に係る計量期間等
令和5年4月1日から令和5年6月30日までの期間	令和5年9月の料金に係る計量期間等
令和5年5月1日から令和5年7月31日までの期間	令和5年10月の料金に係る計量期間等

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回り、かつ、基準燃料費調

整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年2月の料金に係る計 量期間等の始期から令和5年 9月の料金に係る計量期間等 の終期までの期間	令和5年10月の料金に係る計 量期間等
1キロワット時につき	7円00銭	3円50銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	19銭7厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等に揭示いたします。